平成２２年（フ）第１２号
沖縄県沖縄市安慶田１丁目28番３号
債務者　根路銘俊行
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第１８号
沖縄県うるま市字具志川243番地
債務者　福永むつみ（旧姓青山）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２７６号
東京都町田市成瀬1152番地２都営成瀬５―1010
債務者　田中　幸枝
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２９４号
東京都羽村市五ノ神２丁目13番地21第２羽村マンション305
債務者　吉崎シヅエ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第５２９号
横浜市旭区左近山1186番地６　左近山団地７街区８棟401号
債務者　小畠　美佳
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１６９号
栃木県小山市城北４丁目37番地13
債務者　末柄　映子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第２６５号
東京都八王子市中野町2634番地32土屋方
債務者　秋山　好美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６６号
東京都八王子市中野町2634番地32土屋方
債務者　秋山　夜刃
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第７号
岡山県美作市福本317番地１
債務者　石田　洋子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月10日午後１時10分
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２０４号
東京都新宿区北新宿３丁目18番２号オークコープ103
債務者　西山　善江（旧姓新関）
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２２８号
東京都三鷹市牟礼７丁目１番38号花園荘
債務者　原田　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２３２号
東京都町田市東玉川学園１丁目１番13号ＲＩＳ東玉川学園302
債務者　舘岡めぐみ
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２６８号
東京都府中市日新町３丁目37番地の２わらび荘Ａ棟
債務者　野口　幸雄
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第３０２号
東京都町田市相原町3190番地都営武蔵岡４―704
債務者　田渕　芳美
1　決定年月日時　平成22年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成１８年（フ）第６１９号
奈良県御所市大字南十三69番地の２
破産者　塚本産業株式会社
1　決定年月日　平成22年３月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
山形市宮町１丁目７番25号
破産者　秋葉株式会社
1　決定年月日　平成22年３月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所民事部